

令和8年度補装具費支給制度に関する団体ヒアリング結果

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和8年度 団体ヒアリング概要

1. 回答期間: 令和8年7月1日～7月31日
2. 実施団体: 30団体
3. 調査項目: 「現状の問題及び提案する解決策」について、各団体2点まで聴取
(当事者団体を除き、客観的データ等の科学的根拠に基づく提案を依頼)
4. 回答数: 42件(24団体)

ヒアリング先

(メーカー)

- 日本義肢協会
- 日本福祉用具・生活支援用具協会
- 日本車椅子シーティング協会
- 日本補聴器工業会
- 日本補聴器販売店協会
- 日本障害者コミュニケーション支援協会

(学術団体)

- 日本義肢装具学会
- 日本整形外科学会
- 日本リハビリテーション医学会
- 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
- 日本眼科学会

(行政)

- 全国市長会
- 全国身体障害者更生相談所長協議会

(職能団体等)

- 日本眼科医会
- 日本義肢装具士協会
- 日本理学療法士協会
- 日本作業療法士協会
- 日本言語聴覚士協会

(当事者団体等)

- 日本視覚障害者団体連合
- 全日本ろうあ連盟
- 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- 日本身体障害者団体連合会
- 全国盲ろう者協会
- 全国脊髄損傷者連合会
- 日本ALS協会
- 全国肢体不自由児者父母の会連合会
- 全国肢体不自由児施設運営協議会
- 全国身体障害者施設協議会
- ポリオの会
- 日本筋ジストロフィー協会

現状の問題及び提案する解決策の整理

- I 今年度の検討会で議論が必要と考えられるもの
①～⑤（回答数:6件）
- II 来年度以降の検討会で議論が必要と考えられるもの（調査などが必要なもの）
①、②（回答数:2件）
- III 上限価格の改定に関するもの
①、②（回答数:8件）
- IV 本検討会での議論を要しないもの（現行制度でご対応いただくもの）
①～⑭（回答数:19件）
- V 本検討会での議論を要しないもの（告示等の改正と関係のないもの・
検討会で議論を終えているもの）
①～⑥（回答数:7件）

※ 各項目の主な意見は、次スライド以降のとおり。

I 今年度の検討会で議論が必要と考えられるもの

- ※ 提案内容を要約抜粋して記載
- ※ 原文については参考資料3を参照

【整理番号：I - ① 下肢装具のサンドイッチ構造加算について】

現状の問題

- 下肢装具においては、体幹装具及び上肢装具で認められているサンドイッチ構造加算が設定されていないが、PTB免荷装具やファンクショナルフラクチャーブレース等では実際に使用されている。

提案する解決策

- 体幹装具及び上肢装具で認められている支持部のサンドイッチ構造は、下肢装具でも使用される特殊構造であり、材料費や加工工程、製作時間の増加を伴う。この様な製作実態を踏まえて、下肢装具についてもサンドイッチ構造加算を認める必要がある。

【提案団体：日本義肢装具士協会】

厚生労働省意見

下肢装具の支持部をサンドイッチ構造とする場合に、現行の補装具告示別表には加算を認める記載が無いことから、加算設定の是非について検討することとしてはどうか。

【整理番号：I - ② 3Dプリントによる製造について】

現状の問題

- 現行の補装具告示別表では、3Dプリンティング技術を用いた製造が工作法として明確に位置付けられていないため、特例補装具等として個別に対応されることが多く、運用や支給判断に地域差が生じている。

提案する解決策

- 装具の工作法として「3Dプリンティング」を補装具告示別表で明確に位置付けることで、特例補装具に依存した運用や地域差を解消し、統一的な取扱いを可能とする。あわせて、材料の安全性・耐久性、品質管理及び適合確認体制等の要件を整備することで、軽量で適合精度の高い装具の普及や製作・再製作の迅速化が期待される。

【提案団体：日本作業療法士協会】

厚生労働省意見

資料1で提示している論点(案)に該当しており、検討することとしてはどうか。

【整理番号：I - ③ 視覚障害者安全つえの石突の項目追加について】

現状の問題

- ・ 近年、視覚障害者安全つえの操作ではコンスタントコンタクトテクニックが主流となっているが、標準の石突では左右の滑りが不十分なため、歩行訓練に不慣れな者や高齢者を中心に、操作性に優れた円滑式石突への需要が高まっている。しかし、円滑式石突は補装具告示別表に付属品として位置付けられておらず、多くの利用者が自費で購入しているため経済的負担が生じている。

提案する解決策

- ・ 円滑式石突は視覚障害者安全つえを利用する視覚障害者の安全性を確保するためのものであり、利用実績、ニーズもある。しかし、利用者にとって過度な自己負担が発生しているため、視覚障害者安全つえの部品に円滑式石突を新設する必要がある。

【提案団体：日本視覚障害者団体連合】

厚生労働省意見

資料1で提示している論点(案)に該当しており、検討することとしてはどうか。

【整理番号：I - ④ 補聴器の修理基準項目の見直しについて】

現状の問題

- ・ 補聴器の修理基準の項目が、補聴器のデジタル化に応じた修理費用算定の実態になっていない。

提案する解決策

- ・ 補聴器の修理基準の項目について、実態に合わせて定額修理等に対応できるよう改定を求める。

【提案団体：日本補聴器販売店協会】

厚生労働省意見

資料1で提示している論点(案)に該当しており、検討することとしてはどうか。

【整理番号：I - ⑤ 視線検出式入力装置利用者への呼び鈴支給について】

現状の問題

- ・ 視線検出式入力装置を使用する重度障害者用意思伝達装置では、現行の呼び鈴分岐装置を利用できず、利用者の身体状況や生活環境に応じた呼出手段の確保が困難となっている。また、アプリ等による代替手段は通信環境等に依存するため、緊急時を含めた呼出機能としても十分とは言えず、制度上の対応が必要である。
- ・ 重度障害者にとって呼び鈴は介助要請や緊急時の重要な意思伝達手段であり、その利用が制限されることは本人及び介助者の生活の質の低下や安全確保上の重大な支障につながる。

提案する解決策

- ・ 現行の呼び鈴分岐装置は従来型のスイッチ入力を前提としており、視線検出式入力装置は支給対象とならない。支給対象とするためには、呼び鈴分岐装置を「外部の呼び鈴を作動させる機能」とした柔軟な解釈に変更し、視線検出式入力装置の利用者についても必要に応じて支給対象とする。一方、アプリ等による代替の可否は利用者の状況に応じて個別に判断できるようにする必要がある。
- ・ 当面は特例補装具の柔軟な運用又は従来どおりの支給を認めるとともに、将来的には視線検出式入力装置に対応した呼出システムの制度化や、独立した非常呼出装置の支給を検討する必要がある。

【提案団体：日本障害者コミュニケーション支援協会、日本ALS協会】

厚生労働省意見

資料1で提示している論点(案)に該当しており、検討することとしてはどうか。

Ⅱ 来年度以降の検討会で議論が必要と考えられるもの (調査などが必要なもの)

- ※ 提案内容を要約抜粋して記載
- ※ 原文については参考資料3を参照

【整理番号：Ⅱ－① 充電式補聴器の充電器の支給について】

現状の問題

- 充電式補聴器は電池交換不要の利便性から普及が進み、2026年上半期には補聴器出荷台数の64.1%を占めている。今後は充電式が主流となり、空気電池式補聴器の縮小・終売が見込まれるが、現行の補装具費支給基準には充電器が含まれていないため、利用者の経済的負担増が懸念される。

提案する解決策

- 告示上限価格に、補聴器用充電器を追加することにより、ユーザーは電池交換が不要な使い勝手のよい充電式補聴器を、交付で入手できるようになる。

【提案団体：日本補聴器工業会】

厚生労働省意見

充電式補聴器の充電器については、空気電池式の方との平等性に留意しつつ、販売価格等の実態も確認して整理を進めてまいります。

【整理番号：Ⅱ－② 支給可能な骨導補聴器について】

現状の問題

- ・ 補装具費支給制度における骨導補聴器は、制度上は骨導式ポケット型及び骨導式眼鏡型が対象とされているものの、これらの機種は生産数の減少により入手が困難となっている。また、主な対象者である小児の先天性外耳道閉鎖症患者には装用が難しい場合が多く、代替として利用されてきたヘッドバンド型骨導補聴器も生産終了となったことから、制度と実際の機器供給との間に乖離が生じ、適切な聴覚補償が困難となっている。

提案する解決策

- ・ 骨導補聴器については、現行基準の対象機器に加え、医学的有効性及び安全性が確認された非埋込型骨導補聴器を特例補装具として柔軟に支給できるよう制度を見直す必要がある。特に、小児の先天性外耳道閉鎖症患者等に対する実用的な聴覚補償手段を確保することで、聴覚発達及び教育機会の保障につなげることができる。

【提案団体：日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会】

厚生労働省意見

骨導補聴器については、補装具として使用可能なものについて実態を確認して整理を進めてまいります。

Ⅲ 告示上限価格の改定に関するもの

- ※ 提案内容を要約抜粋して記載
- ※ 原文については参考資料3を参照

【整理番号：Ⅲ－① 告示上限価格の改定について】

現状の問題

- 補装具告示別表の上限価格は3年ごとに改定されているものの、近年の物価・原材料価格・人件費の急速な上昇が十分に反映されておらず、実質的な単価の低下が生じている。
- また、補装具費支給制度は公定価格制度であるため、義肢装具製作事業者はコスト増加分を価格転嫁できず、経営環境は年々厳しさを増している。
- この状況が継続すれば、技能者不足や事業所の廃業が進み、地域における補装具提供体制の維持が困難となり、利用者への安定的な補装具供給に支障を来すおそれがある。

提案する解決策

- 補装具告示別表の上限価格について、経済情勢や物価・賃金の上昇を適切に反映した価格へ見直すとともに、原材料費や人件費等の変動を反映できる価格改定ルール及び臨時改定制度を導入されたい。また、適正な報酬水準を確保し、地域における持続可能な補装具提供体制の維持を図られたい。

【提案団体：日本義肢協会、日本車椅子シーティング協会、日本補聴器販売店協会、日本障害者コミュニケーション支援協会、日本リハビリテーション医学会、全国身体障害者更生相談所長協議会、全国脊髄損傷者連合会】

厚生労働省意見

補装具告示別表の上限価格改定につきましては、令和7年度・8年度の調査結果を基に、予算編成過程において検討してまいります。

なお、価格改定方法の見直しについては、慎重な検討が必要であり、まずは令和9年度改定の検討を進めてまいります。

【整理番号：Ⅲ－② 作業人件費の評価について】

現状の問題

- 車椅子・電動車椅子の提供においては、生活環境への適合や安全確保、二次障害予防等のために必要な評価・検討、採寸、適合作業等が数多く実施されているが、その多くは制度上十分に評価されていない。その結果、モジュラー式以外の価格設定、身体状況の変化に伴う再適合対応、電動車椅子の専門的な取付け作業等について、実務に要する労力と制度上の評価との間に乖離が生じている。これらの業務は利用者の安全性や適切な利用の継続を支える重要な工程であるにもかかわらず、実質的に事業者の無償労務により支えられている状況にある。

提案する解決策

- 無償労務の解消に向け、車椅子・電動車椅子については実態に即して基本価格の対象作業を見直すとともに、インターフェース適合やユニット取付け等の専門的業務を適切に評価する加算項目を新設する必要がある。さらに、レディメイド式であっても採寸や付属品製作等を要する場合にはモジュラー式と同等の基本価格を算定可能とし、オーダーメイド式については評価・設計に要する作業人件費を基本価格へ反映すべきである。加えて、クッション、バックサポート、ヘッドサポート等の交換時に採寸や適合作業を要する場合には基本価格又は複製価格の算定を可能とし、実務に即した評価体系へ見直す必要がある。

【提案団体：日本車椅子シーティング協会】

厚生労働省意見

補装具告示別表の上限価格改定につきましては、令和7年度・8年度の調査結果を基に、予算編成過程において検討してまいります。

なお、購入基準に限らず、修理基準についても補装具告示別表の上限価格には製作作業工程における人件費が含まれているものと考えております。

IV 本検討会での議論を要しないもの (現行制度でご対応いただくもの)

- ※ 提案内容を要約抜粋して記載
- ※ 原文については参考資料3を参照

【整理番号：Ⅳ－① 車椅子支給基準の明確化について】

現状の問題

- ・ 補装具告示別表において、車椅子はモジュラー式を基本とし対応できない場合にオーダーメイド式とすることとされているが、車載固定部品の取付けのみを理由としてオーダーメイド式が支給される事例がみられる。このような運用は、補装具告示別表との整合性や公費負担の適正化の観点から課題があり、車載固定への対応方法や既製品への部品取付けの可否を含めた支給判断基準が明確でないことから、自治体間で運用差が生じている。

提案する解決策

- ・ 車載固定部品の必要性のみを理由として車椅子オーダーメイド式を選択するのではなく、身体機能、使用環境及びモジュラー式による対応可能性を総合的に勘案して判断する旨を補装具告示別表又は補装具費支給事務取扱指針に明記するとともに、車載固定部品を装着可能な車椅子モジュラー式の適用範囲を明確化し、その活用を促進する必要がある。これにより、制度運用の公平性の確保、公費負担の適正化及び利用者に対する適切な補装具費支給が期待される。

【提案団体：日本理学療法士協会】

厚生労働省意見

モジュラー式車椅子に装備されている車載固定部品では、当該車椅子を搭載する車両との関係でモジュラー式では対応できない場合に、オーダーメイド式になる場合があると認識しております。その上で、モジュラー式での対応が可能な場合にもかかわらず、オーダーメイド式での支給が行われているのであれば適切ではありません。

【整理番号：Ⅳ－② 電動車椅子標準形6輪構造の基準内支給について】

現状の問題

- 電動車椅子標準形のうち6輪構造を有するものは、補装具告示の基準内に位置付けられておらず、支給に当たっては特例補装具として取り扱われている。しかし、6輪構造の電動車椅子はJISにより性能等の評価方法が整備されており、日本の住宅環境に適した高い操作性や小回り性能を有することから、一般的な選択肢としての需要がある。そのため、現行の特例補装具としての取扱いの利用者及び自治体の事務負担を増やす結果となっている。

提案する解決策

- 電動車椅子標準形において、6輪構造を有する機種を補装具告示の基準内に位置付ける必要がある。

【提案団体：日本リハビリテーション医学会】

厚生労働省意見

補装具告示別表において参照している「JIS T9203-2016(手動車椅子)」では、標準形を4輪と定義しているため、6輪型が必要な場合には特例補装具として支給する運用となっています。

【整理番号：Ⅳ－③ 視野障害に対する支給範囲について】

現状の問題

- ・ 視覚障害者用補装具では、眼鏡(矯正用)は視力障害者のみが対象とされ、視野障害者は度付き遮光眼鏡の矯正費用も自己負担となっている。しかし、屈折矯正は残存視野の機能維持に不可欠であり、未矯正では視野感度の低下により歩行の安全性や社会参加に支障を生じる。そのため、視野障害者についても眼鏡(矯正用)及び遮光眼鏡の視力矯正機能に係る費用を支給対象とする必要がある。

提案する解決策

- ・ 視野障害者については、視力障害の認定基準を満たさない場合であっても、残存視野の有効活用による安全な歩行や社会参加を確保するため、遮光眼鏡の視力矯正機能追加に係る費用を補装具費支給の対象とするとともに、眼鏡(矯正用)についても視力障害の有無にかかわらず支給対象に含めるよう制度を見直す必要がある。

【 提案団体：日本眼科学会、日本眼科医会 】

厚生労働省意見

補装具費支給制度は、障害認定基準相当の障害がある方に対し、その機能を補完・代替する補装具の購入等に要する費用を支給する制度です。視力障害の認定基準に該当せず、視野障害のみで眼鏡(矯正用)の支給対象とはしていません。

【整理番号：Ⅳ－④ 補聴器の両耳支給について】

現状の問題

- ・補装具費支給制度では補聴器の支給は原則1個とされているため、両側の難聴で医学的に両耳装用が必要な場合であっても、就労・就学等の要件を満たさなければ両耳支給が認められないことがある。しかし、近年の研究や専門的知見では、両耳装用は言葉の聞き取り、雑音下での聴取、方向感の向上等に有効であり、補聴器装用は両耳を原則とする考え方が示されており、雑音下での聞き取り、音の方向感及び安全確保の面で優れていることから、欧米諸国では一般的であるほか、装用者の満足度も高いことが報告されている。

提案する解決策

- ・補聴器の支給個数については、補装具費の支給対象となる個数は原則1個とする現行運用を見直し、聴覚障害については両耳装用を原則として位置付けることにより、自治体間の運用差を解消し、難聴者のコミュニケーション能力、就労・就学環境及び社会参加の向上を図る。

【提案団体：日本補聴器工業会、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】

厚生労働省意見

現行の制度でも両耳での使用が就労・就学上等の理由で真に必要な場合には、両耳に支給することが可能です。

【整理番号：Ⅳ－⑤ 補聴援助システムのワイヤレスマイク2台支給について】

現状の問題

- 補聴器・人工内耳装用児の学校生活では、教師だけでなく他児の発言や班活動等の複数話者による音声聴取が求められるが、現行制度で支給されるワイヤレスマイク1台では十分な情報保障が困難である。実証研究でも、複数話者による授業ではマイクの受け渡しや聴取漏れ等の課題が確認されており、合理的配慮及び公平な教育環境の確保には限界がある。そのため、聴覚障害児が主体的に授業へ参加できるよう、ワイヤレスマイクの複数台支給を可能とする制度見直しが必要である。

提案する解決策

- 教育現場での必要性を踏まえて個別に判断の上、ワイヤレスマイクを2台まで支給できるよう補装具告示の基準を見直す必要がある。これにより、対話型・協働型学習への参加を促進し、インクルーシブ教育の推進及び障害者差別解消法の趣旨に沿った公平な教育環境の確保が期待される。

【提案団体：日本言語聴覚士協会】

厚生労働省意見

教育現場での情報保障は、学校側における合理的配慮の状況等を確認しながら、市町村において判断されるべきものと考えます。

【整理番号：Ⅳ- ⑥ 両耳支給された補聴器の再支給について】

現状の問題

- 補聴器の両耳支給については制度上認められているものの、実際には更生相談所での来所判定が求められる場合が多く、利用者に大きな負担が生じている。特に、過去に両耳支給実績があり、聴力や装用状況に大きな変化がない再支給者についてまで一律に来所判定を求めることは、制度趣旨に照らして過度な負担となっている。また、この運用により両耳支給が実質的に困難となり、自費購入による経済的負担が生じている。

提案する解決策

- 再支給の補聴器申請については、過去に両耳支給の実績があり、聴力や装用状況に著しい変化がない場合には、更生相談所での来所判定を省略し、医師の意見書等による書類判定を原則とするなど、利用者負担の軽減を図る必要がある。

【提案団体：全日本ろうあ連盟】

厚生労働省意見

補装具費支給事務取扱指針では、補聴器の判定について、補装具費支給申請書等により判定できる場合は、申請者の来所を求めることなく、当該申請書等により医学的判定を行うことも可能としております。

また、補装具費支給事務取扱指針では、再支給に際して障害状況等に変化のある場合は、軽微なものを除き、同様の判定及び処方を行うこととしておりますが、これは一律に来所判定を求めるものではありません。

【整理番号：Ⅳ－⑦ 重度障害者意思伝達装置の項目細分化について】

現状の問題

- ・ 生体現象方式には単語発信や定型文選択等が可能な製品も存在するが、現行制度では「はい・いいえ」を判定するレベルにとどまり、適切な判定・支給基準も整備されていない。そのため、完全閉じ込め症候群(TLS)に近い重度障害者が高度な意思伝達機能を利用しにくい状況にある。

提案する解決策

- ・ 生体現象方式について、「はい・いいえ」判定に加え単語発信や定型文選択等が可能な機器を評価できる区分を新設し、試行的給付によるデータ収集を行った上で評価基準を整備し、将来的な正式収載につなげる仕組みを構築する必要がある。

【 提案団体：日本ALS協会 】

厚生労働省意見

現状の制度でも「はい・いいえ」の判定結果を基に単語発信や定型文選択等が可能な機器であれば生体現象方式に含まれると考えられるため、項目を新設する必要は無いと考えます。

また、補装具費支給制度は試験的に補装具費を支給しデータを収集する制度ではないため、データ収集を目的に項目を新設することはありません。

【整理番号：Ⅳ－⑧ 補装具利用中のフォローアップ体制と加算について】

現状の問題

- 補装具支給後の継続的なフォローアップ体制が十分に整備されておらず、適合確認や再評価・再調整、情報共有等の対応に地域差が生じている。また、現行の補装具費支給制度では、製作・修理に係る費用のみが対象であり、義肢装具士が行う適合確認、使用指導、状態変化に応じた調整等のフォローアップ業務は評価されていない。
- 継続的な評価や支援に対する制度上の位置付けが十分ではなく、適合性の低下や活動量の減少、転倒リスクの増加、二次障害の発生につながるおそれがあり、支給後のフォローアップ体制の整備が求められている。

提案する解決策

- 補装具支給後の継続的なフォローアップ及び再評価を制度上明確に位置付け、身体機能や生活状況の変化に応じた適合確認、再調整及び関係機関間の情報共有を標準的な実施事項として整備する必要がある。また、更生相談所、市町村、医療機関、補装具製作事業者及びリハビリテーション専門職の連携体制や評価方法を明確化するとともに、継続的支援に関わる専門職を適切に評価できる仕組みを構築することが望まれる。
- 製作・支給後の適合確認や使用指導、必要な調整等のフォローアップについても、その専門性と効果に応じた評価を導入することが妥当である。

【提案団体：日本義肢協会、日本作業療法士協会】

厚生労働省意見

支給後のフォローアップ等の有無や頻度等は個々の事案ごとに異なる中で、その実施方法等の明確化や評価する仕組みを別途設けることについては、慎重な検討が必要であると考えます。

【整理番号：Ⅳ- ⑨ 筋ジストロフィーに精通した人材の知見活用について】

現状の問題

- ・ 電動車椅子(車椅子)は、申請後に判定、審査及び支給決定を経てから発注されるため支給まで長期間を要する場合が多く、当協会には支給決定まで1年以上を要した事例や、申請後も長期間支給決定に至っていない事例が報告されている。
- ・ また、電動車椅子(車椅子)の支給決定には地域差があり、利用者間の公平性が十分に確保されていない。実際に、居住地域によって支給内容や判断が異なる事例や、従来使用できていた部品が公費対象外となり負担が増加した事例が報告されている。

提案する解決策

- ・ 更生相談所による判定に加え、筋ジストロフィー等に精通した医師や理学療法士等の専門チームの知見を活用できる運用を整備し、支給決定の迅速化と判定の質の向上を図る。特に、国立精神・神経医療研究センターや神経筋疾患に精通した国立病院機構等の専門機関と連携することで、専門性が高い事例にも適切かつ迅速に対応できる体制を構築する。

【提案団体：日本筋ジストロフィー協会】

厚生労働省意見

補装具費支給事務取扱指針では、難病患者等に対する事務処理について、迅速な対応に努めるよう求めているとともに、補装具費の支給に当たっては、医師や理学療法士といった専門職員を含む関係者との連携を図ることとしております。

【整理番号：Ⅳ－⑩ 支給判断における就労状況確認の廃止について】

現状の問題

- ・補装具費支給制度は就労支援に限定されるものではないが、実際には申請時に就労状況が確認され、非就労者や高齢者が不利に扱われるおそれがある。補装具は移動、通院、家事、介護及び地域活動等の日常生活全般に必要なものであり、就労の有無を支給判断の根拠とすることは適切ではない。

提案する解決策

- ・補装具費支給事務取扱指針等において、就労・就学の有無や年齢のみを理由とした不支給又は支給制限を行わないことを明確化し、補装具の必要性は身体状況に加え、移動、通院、家事、地域活動等を含む生活全体を踏まえて判断することとする。また、自治体ごとの運用実態を調査し、不適切な運用が認められる場合には周知徹底を図ることで、全国で公平かつ一貫した支給判断を確保する。

【提案団体：ポリオの会】

厚生労働省意見

市町村は、補装具費の支給に当たり補装具が真に必要なか総合的に判断するため、申請者の身体状況や就学、生活環境等の諸条件に加え、就労環境についても確認しています。そのため、就労の有無に関わらず日常生活に必要な補装具の購入等の費用ならば、支給決定できるものとなっております。

【整理番号：Ⅳ－⑪ 予備装具の支給について】

現状の問題

- ・補装具費支給制度では補装具の個数は原則1種目1個とされているが、下肢装具は破損や修理により使用できなくなると日常生活全般に重大な支障を生じるため、予備装具の必要性が高い。しかし、「職業又は教育上等」の解釈や耐用年数の運用に自治体差があり、就労・就学していないことを理由に複数支給が認められない場合があるなど、制度運用にばらつきが生じている。

提案する解決策

- ・補装具費支給事務取扱指針における複数支給について、「職業又は教育上等」の要件を見直し、日常生活、地域活動及び災害時の安全確保等のために必要な場合も対象となることを明確化する。特に下肢装具等については、就労・就学の有無にかかわらず、修理期間中等に使用する予備装具の支給を認めるとともに、全国統一の判断基準を整備し、地域差のない運用を図る。

【提案団体：ポリオの会】

厚生労働省意見

補装具費支給制度で支給される補装具の個数については、申請毎にその必要性を確認し、複数支給も可能な制度となっております。

なお、再支給や修理の際には補装具告示別表に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の実情に配慮した対応を行うよう、補装具費支給事務取扱指針にも明記しております。

【整理番号：Ⅳ－⑫ 身体障害児への耐用年数内での再支給について】

現状の問題

- ・ 成長期にある身体障害児では、成長や変形の進行により姿勢保持装置が耐用年数内であっても、不適合が生じることが多い。しかし、再支給には診断書の提出や身体障害者更生相談所への来所判定を求められる場合が多く、児童や保護者に大きな負担となっている。

提案する解決策

- ・ 成長期にある身体障害児に対する姿勢保持装置を耐用年数内に再支給する場合については、成長や身体状況の変化が明らかな場合には、身体障害者更生相談所への来所判定を省略し、医師の意見書やリハビリテーション専門職による評価に基づき迅速に支給決定できる運用を明確化する。また、サイズ変更や部品交換等に係る手続きを簡素化・標準化し、児童の成長に応じた適切な姿勢保持を継続的に確保できる体制を整備する。

【提案団体：日本理学療法士協会】

厚生労働省意見

再支給や修理の際には補装具告示別表に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の実情に配慮した対応を行うよう、補装具費支給事務取扱指針にも明記しております。

なお、補装具費支給事務取扱指針では、再支給に際して障害状況等に変化のある場合は、軽微なものを除き、同様の判定及び処方を行うこととしておりますが、これは一律に来所判定を求めるものではありません。

【整理番号：Ⅳ－⑬ 比較検討のための借受けの周知について】

現状の問題

- 令和7年度から借受けの活用範囲が拡大され、機能の異なる部品の選択適合に有効な仕組みが整備された。しかし、当会調査では令和7年度の借受け実績は膝継手8件、足部13件にとどまり、地域によっては利用実績がないなど、更生相談所や市町村における運用に地域差がみられる。そのため、制度の活用促進と運用の統一を図り、受給者が借受けによる便益を適切に受けられるようにする必要がある。

提案する解決策

- R7年度の補装具告示改正を反映した「補装具支給に係るQ&A」を発行いただき、具体的な運用方法や活用事例を共有周知する。

【提案団体：日本福祉用具・生活支援用具協会】

厚生労働省意見

令和7年度の補装具告示改正については、これまでも説明を行ってきたところではありますが、引き続き制度活用に向けた説明を行ってまいります。

【整理番号：Ⅳ－⑭ 補装具費支給制度全体の問題について】

現状の問題

- ・補装具費支給制度では、判定や支給決定の長期化、災害時の迅速な対応不足、医学的根拠に乏しい地域独自運用や成人の所得に応じた負担格差などにより、利用者が必要な時期に適切な補装具を利用できない場合がある。また、高機能補装具や新技術の導入に時間を要しているほか、制度検討において利用者や事業者、専門職等の意見を十分に反映する仕組みが不足している。

提案する解決策

- ・補装具費支給制度について、利用者の生活機能の維持・回復及びQOL向上を最優先とし、医学的必要性が明確な補装具の迅速な支給、災害時の特例措置、地域独自運用の是正及び成人の所得負担の見直しを図る必要がある。また、補装具を社会参加や就労等も含めた費用対効果の観点から評価するとともに、高機能補装具や新技術を迅速に導入できる仕組みや、多様な関係者の意見を反映した透明性の高い検討体制を整備すべきである。

【提案団体：日本整形外科学会】

厚生労働省意見

補装具費支給制度全般に渡る総論的な問題提起であり、ご意見として承ります。

なお、災害救助法が適用された場合には、利用者負担の減免等の特例措置が可能である旨を周知する事務連絡を発出する等の対応をしております。

V 本検討会での議論を要しないもの
(告示等の改正に関係しないもの、検討会で議論を終えているもの)

- ※ 提案内容を要約抜粋して記載
- ※ 原文については参考資料3を参照

【整理番号：V-① 医師の役割に応じた報酬体系の整備】

現状の問題

- ・ 物価・人件費の上昇や材料・技術の高度化が進む中、補装具の価格体系はこうした変化を十分に反映できておらず、シリコンソケットなど新たな材料や技術に対応した評価も十分に整備されていない。また、採型や適合確認、調整等を担う義肢装具士や、補装具の処方、適合判定及び医学的管理を担う医師の専門的技術や責任についても制度上の評価が十分とは言えない。その結果、専門職の処遇悪化や人材不足、技術継承・人材育成の困難が生じており、補装具提供体制の持続可能性に影響を及ぼしている。

提案する解決策

- ・ 人件費・材料費の上昇や技術の高度化を踏まえ、補装具の価格基準について実態を適切に反映できる見直しの仕組みを整備するとともに、シリコンソケット等の新技術・新材料についても、安全性、有効性及び費用対効果を踏まえた評価体系を構築する必要がある。また、採型、適合確認及び調整等を担う義肢装具士並びに補装具の処方、適合判定及び医学的管理を担う医師の専門的技術と責任を制度上明確に位置付け、その役割に応じた評価・報酬体系を整備することが求められる。あわせて、専門職の処遇改善や人材育成、技術継承を支援するとともに、全国共通の適合評価基準を整備することで、地域差の縮小と持続可能な補装具提供体制の確保を図る必要がある。

【提案団体：日本整形外科学会】

厚生労働省意見

補装具告示別表の上限価格改定につきましては、令和7年度・8年度の調査結果を基に、予算編成過程において検討してまいります。

なお、補装具費支給制度は補装具の購入等に要した費用を支給する制度である一方で、補装具の処方、適合判定及び医学的管理に関する報酬は、医師の勤務先で対応するものと考えます。

【整理番号：V- ② 自治体財政の影響について】

現状の問題

- ・ 補装具費支給制度では市町村が実施主体であり、高額な補装具の支給に当たっては自治体の財政状況による影響を受ける場合がある。そのため、自治体間の財政格差によって支給内容や判断に差が生じることなく、障害児が将来の自立や社会参加に必要な補装具を適切に利用できる制度運用が求められる。

提案する解決策

- ・ 公費負担に係る国の負担割合の引き上げ、自治体負担分に対する地方交付税措置の充実を実施する。

【提案団体：全国肢体不自由児施設運営協議会】

厚生労働省意見

財政措置に関するものであり、ご意見として承ります。

【整理番号：V- ③ 措置入所児童に対する支給申請手続きについて】

現状の問題

- 措置入所児童について、施設長が保護者の代理人として指名されている場合の補装具費の支給に際し、施設長の所得額が実質的には自己負担額の判断に用いられていないにもかかわらず、課税証明書やマイナンバーカードの写しの提出を求める自治体がある。令和6年4月以降、障害児の補装具支給に係る所得制限は撤廃されており、これらの書類提出を求める合理性は乏しく、施設長の個人情報保護の観点からも課題となっている。

提案する解決策

- 個人情報保護の観点から、措置入所児童の補装具費支給に際しては、施設長の所得情報やマイナンバーカードの写しの提出を不要とした運用とする。

【提案団体：全国肢体不自由児施設運営協議会】

厚生労働省意見

措置入所に関するものであり、ご意見として承ります。

【整理番号：V - ④ 人工内耳用充電電池の交換・修理費用について】

現状の問題

- 人工内耳は電池消費量が多く、充電電池の定期的な交換が必要であるが、助成制度は自治体ごとに異なり、支援内容に大きな地域差が生じている。また、FMワイヤレス機器や電動車椅子では充電電池交換が修理対象とされている一方、人工内耳では全国共通の取扱いがなく、装用者の経済的負担が大きい。そのため、地域格差の解消と負担軽減の観点から、人工内耳用充電電池についても全国一律で交換や修理の対象とすることが求められている。

提案する解決策

- すべての人工内耳装用者に対し、充電電池交換も修理対象に含めて頂きたい。
- これにより、人工内耳装用者の経済的負担が大きく減り、社会参加がより促進され、生活の質の向上等、社会全体の経済損失が減るものとする。

【提案団体：全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】

厚生労働省意見

人工内耳用音声信号処理装置の電池の交換や修理については、補装具費支給制度の修理基準に人工内耳用音声信号処理装置を追加した際の検討の中で対象外として整理されております。

【整理番号：V - ⑤ 高額完成用部品の管理費について】

現状の問題

- ・高機能補装具は社会参加やQOL向上に有効とされる一方、適切な使用には生活環境の確認や設定調整等、納品後まで含めた専門的対応が必要であり、メーカーや製作事業者に大きな負担が生じている。しかし、完成用部品の管理費は一定額で頭打ちとなっており、増大する調整業務やリスクに見合った評価がなされていない。その結果、均質なサービス提供体制の維持が困難となっている。

提案する解決策

- ・コンピューター制御パーツについては、管理費が標準価格の4.6～7.1%程度にとどまり、高額な部品ほど消費税負担により実質的な管理費が圧縮されている。また、納品後の設定変更や適合調整には継続的な専門的対応が必要であるにもかかわらず、その費用は十分に評価されていない。そのため、管理費率の見直し又は納品後の調整・設定費用に係る新たな評価を設け、補装具の安全かつ継続的な使用を支える体制を整備する必要がある。

【提案団体：日本福祉用具・生活支援用具協会】

厚生労働省意見

完成用部品が高機能であることで発生する補装具製作事業者の管理費の詳細は不明ではありますが、完成用部品製造・販売事業者の負担増加分は、完成用部品の申請価格に含めるべきものと考えます。また、高額な完成用部品の管理費については、令和5年補装具評価検討会第2回WGにおいて検討されその後の改正で見直しが行われております。

【整理番号：V- ⑥ 完成用部品通知に収載されなかった部品の取扱いについて】

現状の問題

- 令和7年度以降、姿勢保持装置等の完成用部品が削除され、部品数が減少した一方で、削除理由や今後の取扱い、具体的な修理・再交付時の扱いの周知がない。関連する製作要素価格の見直しは十分に示されていない。結果として一部特例・特例補装具としての更生相談所への申請や判断が増え、判定に時間を要している。また、更生相談所ごとに判断がわかる地域差が生じるとともに、申請者・事業者へ十分に説明ができない状況である。

提案する解決策

- ニーズの多い完成用部品の指定を必要に応じて回復・追加する。削除に至った部品については、その理由、経緯、今後の取扱いを文書で示す。頸部継手等についてはメーカー・事業者への調査を行い、関連する製作要素価格を適正に見直す。あわせて説明資料を公開、Q&Aを発出することで、更生相談所の判断と説明が容易になるようにする。

【提案団体：日本義肢装具士協会、全国身体障害者更生相談所長協議会】

厚生労働省意見

令和7年度の完成用部品指定通知において、前年度より収載点数が減少した理由については、完成用部品の定義を定めて整理を行ったことによります。完成用部品の定義については、補装具評価検討会で議論して定めたものであり、資料と議事録は厚生労働省HPで公開されております。

令和7年度の補装具告示等の一部改正については、これまでも説明を行ってきたところではありますが、引き続き制度活用に向けた説明を行ってまいります。